

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例		公 布 日	平成12年3月24日
条 例 番 号	平成12年三重県条例第15号		直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	県土整備部公共用地課		電 話 番 号	059-224-2669
条例の概要	地方財政法第23条第1項の規定に基づき、法定外公共用財産等の管理について県が徴収する道路使用料、河川海岸等使用料又は収益料に関する事項について定めるものである。			条例の 類型 委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	条例では、地方財政法第23条第1項の規定に基づき、法定外公共用財産の使用許可を受けた者に対して使用料を徴収することができることとされている。法定外公共用財産の管理に要する経費に充てるため使用料を徴収することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	国有財産法第9条第3項の規定により県が管理する法定外公共用財産の使用許可に係る使用料等の徴収であり、今後も公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	使用料の徴収に関する事項は、地方財政法第23条第1項の規定により、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方財政法第23条第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	行政運営8 公共事業推進の支援	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方財政法第23条第1項の規定により、使用料に関する事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	使用料の算定については、受益者負担の考え方から、他の占用料で類似する単価区分との整合性を図った上で使用物件等の種類に応じて区分した単価方式を採用しているため、適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から法定外公共用財産の使用許可を受けた者に限ったものであり、公平性を欠いたものではない。	
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から法定外公共用財産の使用許可を受けた者に限ったものであり、公平性を欠いたものではない。	
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する。現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考えるが、条項の整理が必要である。		無	無